

※補足；

現在の取引において、多くの会社が課税売上割合が 95%以上であることから経過措置により当分の間適用外であるため、特定課税仕入れに関して業務レベルでとくに考慮していない（区分追加による業務対応の必要性はない）、という状況です。

一方で、実業務でお困りのユーザ企業があること、また上記経過措置が解除され EDI 取引での対応をせまられる可能性もあることから、特定課税仕入であることを明示するコードを課税区分に追加することにしました。

なお、コード名称は、「特定課税仕入」ではなく、EDI での相対取引を考慮し、他コード名称と同様、「特定課税取引」としました。

【課税区分（項目 No.00059）】

- 1：課税取引
- 2：非課税取引
- 3：免税取引
- 4：経過措置取引
- 5：特定課税取引
- 9：消費税対象外取引